

## 現状の戦略的環境影響評価について

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、一般的に個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメントである<sup>1</sup>。

我が国では、環境省において、位置・規模等の検討段階におけるSEAの共通的な手続、評価方法等を示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（以下「SEAガイドライン」という。）を平成19年4月に公表し、取組を進めているところ。

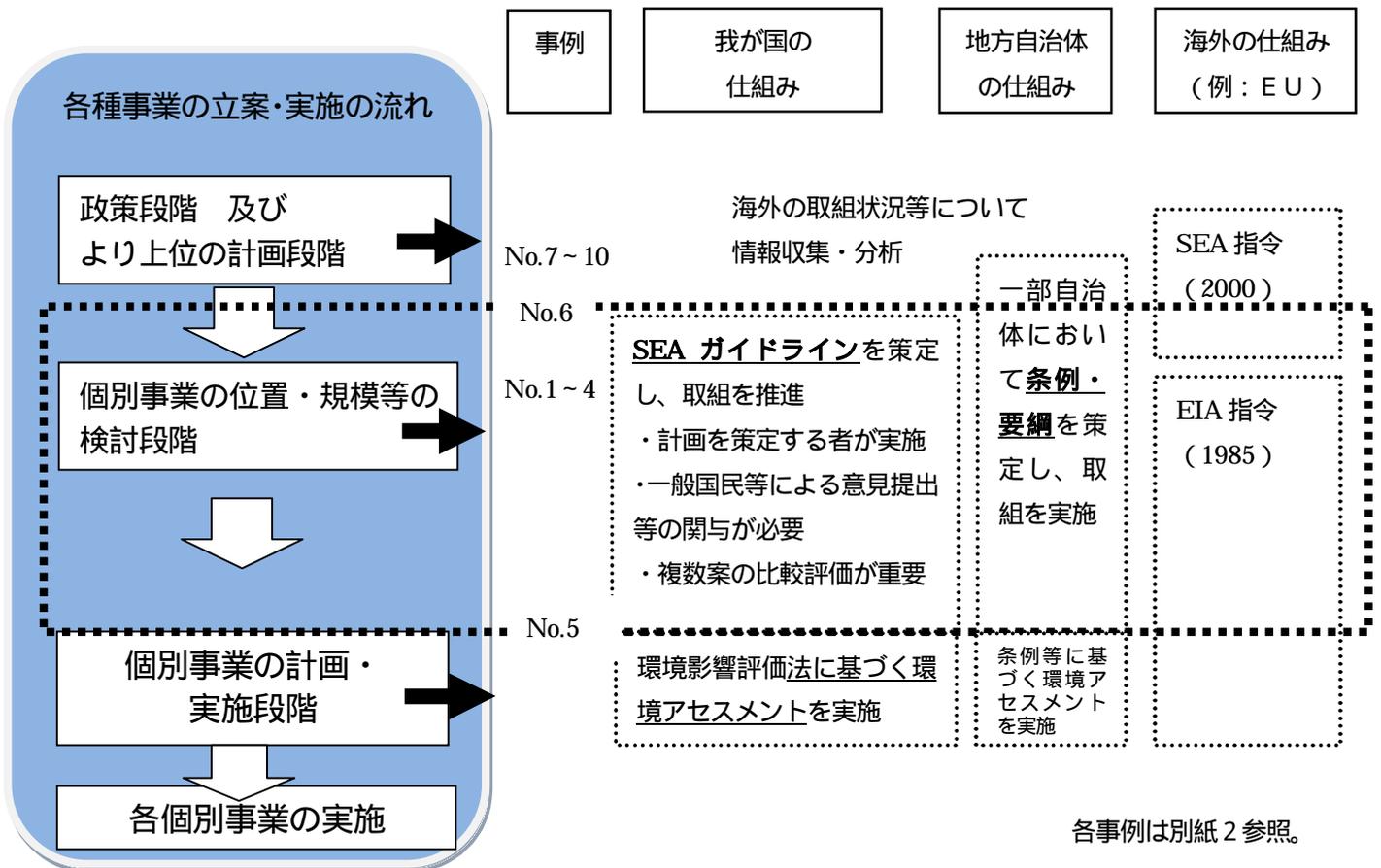


図1 戦略的環境影響評価の仕組みと事業の立案・実施の流れ

<sup>1</sup> 「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインのあらまし（平成19年6月）」

## 1．戦略的環境影響評価（S E A）の目的

S E A導入については、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成12年8月）によると、以下のような効果が期待されている。<sup>2</sup>

- ・環境に著しい影響を与える施策の策定・実施に当たって環境への配慮を意思決定に統合すること。
- ・事業の実施段階での環境アセスメントの限界を補うこと（環境アセスメントを事業の実施段階で行うと、既に事業の枠組みが決定されているために意思決定の段階として遅すぎ、また検討の幅が限られてしまうため、有効な環境保全措置の検討が行えない場合がある。）

S E Aガイドラインにおいても、事業に先立つ早い段階で著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図ることを目的とされている。

## 2．対象計画

S E Aはどの事業におけるどの段階について実施するのか。

S E Aガイドラインでは、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階を対象とされている。

地方公共団体の条例・要綱に基づくS E Aにおいても、一般的に事業の位置・規模等の検討段階を含む計画等が対象の中心とされている。

- ・「事業に係る計画等」（埼玉県）
- ・「広域複合開発計画（複数の対象事業を実施し対象計画、規模、計画人口及び用途別土地利用計画を定める計画）」「個別計画（事業に係る計画のうち事業の実施場所、規模、施設の構造・配置を定める計画）」（東京都）
- ・「事業を実施するために策定する計画等」（広島市）
- ・「事業基本計画」「上位計画（事業基本計画の内容を拘束するような計画）」（京都市）

主要な諸外国においては、S E Aは計画・プログラム段階を対象とされていることが多い（例：EU指令）<sup>3</sup>（別紙1参照）。我が国のS E Aガイドラインにおける位置・規模等の検討段階のアセスが、事業アセスとして義務化されている国がある。

<sup>2</sup>「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成12年8月）」

<sup>3</sup>「平成20年度環境影響評価制度等に関する海外調査業務報告書」

### 3. 実施主体

・誰がSEAを実施するか（例：国、地方公共団体、独立行政法人、民間）。

SEAガイドラインにおいては、対象計画の策定者等が行うとされている。

（SEAガイドライン 抜粋）

「意思決定者の自主的環境配慮という環境アセスメントの原則及び環境配慮を意思決定に円滑に組み込むという目的に鑑みれば、SEAは、対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等（以下「計画策定者等」という。）が行うことが適当」

地方公共団体の条例・要綱に基づくSEAにおいても、対象計画の策定主体等（県等）が実施主体とされている。

主要な諸外国においては、対象計画等の提案機関が実施主体となっている<sup>4</sup>。我が国のSEAガイドラインにおける位置・規模等の検討段階のアセスは、諸外国では事業アセスとして実施される場合があり、この場合は民間事業者等も実施主体となっている。

### 4. SEAに関する手続等

#### （1）複数案の設定

・複数案の設定をどう考えるのか。  
・どのような複数案（位置、規模、配置、構造等）を検討するか。

SEAガイドラインにおいては、原則複数案を対象に比較評価を行うこととされている。

（SEAガイドライン 抜粋）

「環境への影響の回避又は低減の可能性を検討するため、対象計画の目的を達成し得る実現可能な案として計画策定プロセスにおいて選定される複数案を対象に比較評価を行う。．．．（中略）事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる案を設定し得る場合等には複数案に含めるものとする。．．．（中略）ただし、地域の自然的状況、社会的状況等から複数案を設定することが現実的でない場合には、その理由を付すとともに、単一案で調査、予測及び評価を行い、環境配慮事項を整理することとする。」

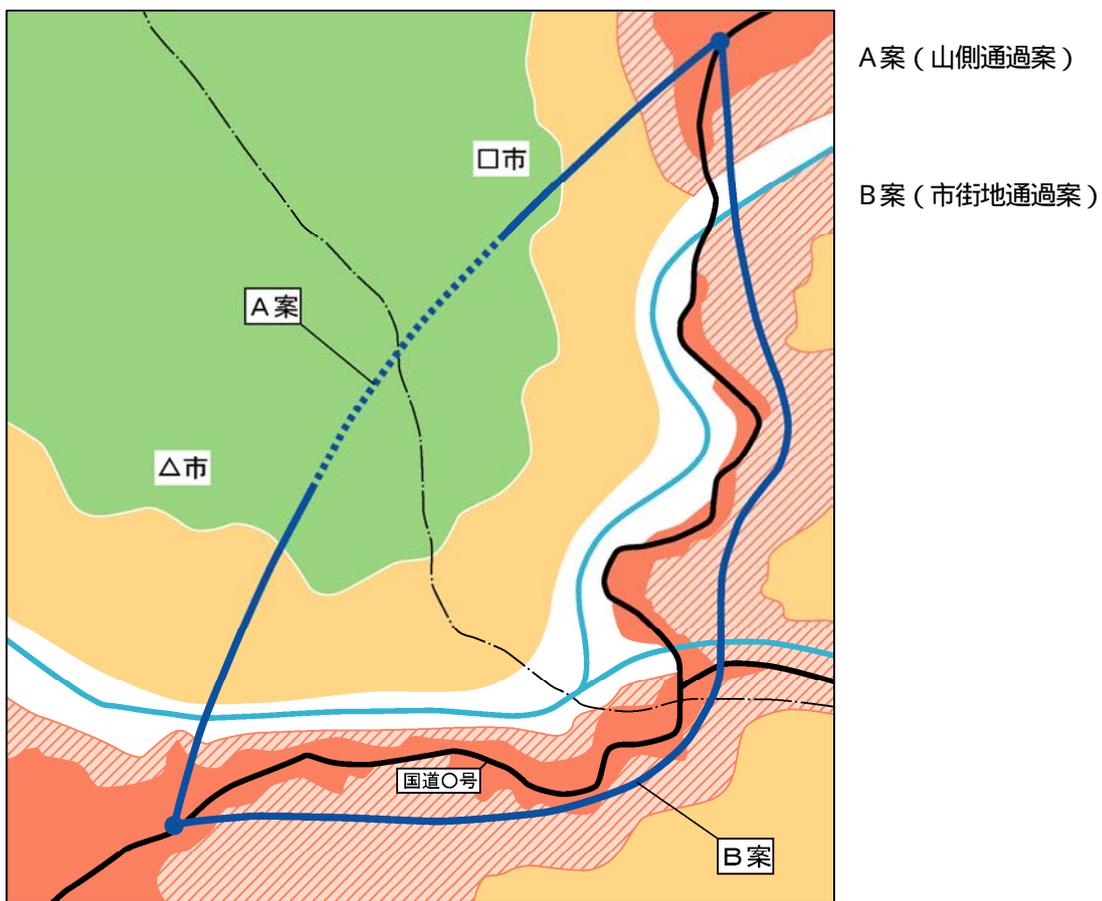
<sup>4</sup>「平成18年度環境影響評価制度等総合研究調査業務報告書」

国内外において位置・規模等の複数案を検討している事例においては、様々な複数案が検討されている(別紙2参照)。例えば、以下のような複数案が考えられる。

【位置・規模に関する複数案】

- ・東京港臨港道路南北線の建設計画においては、起点・終点の位置及び構造が異なる2つの複数案を設け(延長差は最大約1.7km)検討。(別紙2事例1)
- ・那覇空港の滑走路増設においては、増設場所を460mの差で2案設けて検討。(別紙2事例2)

位置・規模に関する複数案のイメージは、以下の図のとおり。



凡 例

- |  |  |
|--|--|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90EE90; border:1px solid black;"></span> : 樹林地(山岳部)  | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-bottom:2px solid black;"></span> : 道路   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFD700; border:1px solid black;"></span> : 畑地、水田、果樹園(台地部)  | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-bottom:2px solid blue;"></span> : 河川    |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, #FF69B4 2px, #FF69B4 4px); border:1px solid black;"></span> : 住宅(平野部) | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-bottom:1px dashed black;"></span> : 行政界 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FF6347; border:1px solid black;"></span> : 市街地(平野部)  | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-bottom:3px solid blue;"></span> : ルート案  |

図2 位置・規模に関する複数案のイメージ(道路事業の場合)

### 【配置・構造等に関する複数案】

- ・オランダにおける風力発電事業の新設においては、数百 m の範囲内で規模も含めて複数案を検討。(別紙 2 事例 3)
- ・カナダにおける新規原子力発電機の建設においては、発電所建設予定地の敷地内における数百 m の範囲内で配置等の複数案を検討。(別紙 2 事例 4)
- ・国内の A 発電所においては、発電所を敷地の北側、中央、南側に配置する 3 案を設け、複数案を検討。(別紙 2 事例 5)
- ・京都市プラスチック製容器包装中間処理施設整備計画においては、各施設の能力に差をつけることにより、複数案を検討。(別紙 2 事例 6)

配置・構造に関する複数案のイメージは、以下の図のとおり。

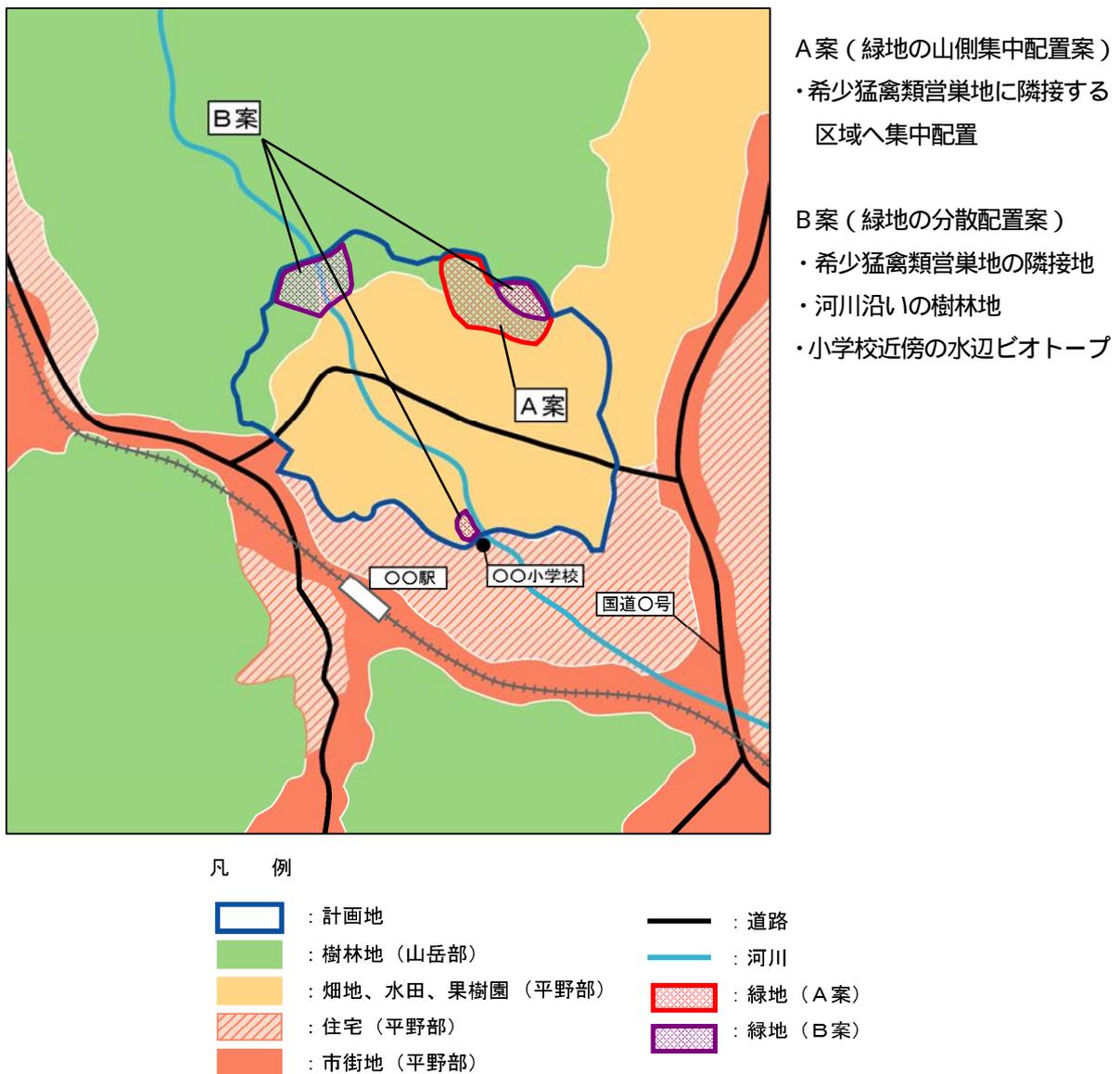


図 3 配置・構造に関する複数案のイメージ (面開発事業の場合)

### 【事業種別に関する複数案】

- ・イギリスの北西イングランドにおける水資源に関する長期計画においては、水需給方法の組み合わせによる複数案を検討。(別紙2事例7)
- ・イギリスの汚泥管理に関する戦略的計画においては、汚泥管理方法の組み合わせによる複数案を検討。(別紙2事例8)

地方公共団体の条例・要綱に基づくSEAにおいても、例えば以下の事例のとおり複数案を検討することとされている。

(東京都環境影響評価条例 抜粋)

第十一条 事業者は、対象計画を策定しようとするときは、技術指針に基づき、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして、実施場所又は対象地域、規模その他規則で定める要件が異なる複数の対象計画の案(以下「複数の対象計画案」という。)を策定し、当該複数の対象計画案が環境に及ぼす影響について調査等を行うとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した環境配慮書及びその概要(以下「環境配慮書等」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

環境省が実施した地方公共団体へのヒアリング(参考)においては、以下のような回答があった。

- ・事業種によっては、施設の位置ではなく、配置、構造等に係る複数案を設定することが妥当。
- ・事業規模について、例えば処分量をどの程度にするか等、事業の必要性・期待される効果が明確であることから、通常、計画案が策定される際にはほぼ決まっている。

## (2) 調査、予測の手法

SEAの調査・予測において、現行環境影響評価と比較して留意すべき点は何か。

SEAガイドラインにおいては、調査は原則として既存資料により収集・整理することとされている。

(SEAガイドライン 抜粋)

「調査は、予測及び評価に必要な被影響対象の分布状況や、特に脆弱な環境の状況等の情報を既存資料(計画策定者等が過去に行った現地調査結果等を含む)により収集し、整理等することにより行う。

なお、既存資料のみでは評価に必要な情報が得られず、さらに詳細な情報が必要であると判断された場合には、専門家の意見聴取や現地調査の実施について検討する。」

地方公共団体の条例・要綱に基づくSEAにおいても、既存資料の収集等により調査することとされており、必要に応じて現地調査等が実施されている。

(千葉県計画段階環境影響評価技術指針 抜粋)

### 第6 地域概況の把握 2 調査方法

「調査方法は、原則として入手可能な最新の既存資料の収集により行うものとし、必要に応じて地元の研究者、自然保護団体、自然観察指導員、市町村等への聴き取り調査を行うものとする。ここで既存資料とは、国、千葉県、関係市町村が公表した資料、文献等客観性のあるものとする。なお、既存資料の収集や上記の者等への聴き取りによる情報に不確実性があり内容を確認する必要が生じた場合等把握が不十分な場合は、必要に応じて現地調査を実施するものとする。」

地方公共団体へのヒアリングにおいては、調査、予測の手法について以下のような回答があった。

- ・県が保有する既存資料は、レッドデータ、植生図、環境監視結果等がある。
- ・一部地域で生物情報の蓄積がない、地下水の流向やその汚染状態については調査不足、等により、事業者には調査を求めざるを得ない場合がある。
- ・SEAの調査・予測は、既存資料を用いて環境の状況を把握することなので、事業アセスで実施するような詳細な調査やシミュレーション等を行う必要はない。

主要な諸外国においては、例えばフィンランドではSEAでは通常文献調査を通して環境情報が収集されている<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 「平成20年度環境影響評価技術手法等に関する海外知見及び事例調査業務報告書(平成21年3月)」

### (3) 評価の手法

- ・ S E A の評価において、現行環境影響評価と比較して留意すべき点は何か。
- ・ 評価項目は環境面のみとするか。
- ・ 既存計画策定プロセスとの関係をどのように整理するか。

S E A ガイドラインにおいては、評価結果の取りまとめにおいては、環境面から見た各案の長所短所、環境影響について記述することとされている。

( S E A ガイドライン 抜粋 )

「予測及び評価を踏まえ、その評価結果を対象計画に反映させるため、環境面から見た各案の長所・短所、及び当該検討段階において特に留意すべき環境影響の内容について記述する。」

地方公共団体の条例・要綱に基づく S E A においても、環境要素を評価項目としている場合が一般的である。

( 京都市計画段階環境影響評価技術指針 抜粋 )

3 計画段階環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法に関する事項 (6) 評価

「評価項目は、基本的に予測項目が含まれる環境要素とする。環境要素との直接的な関連性が明確でない場合は、新たな環境要素として定義し、予測結果の比較検討を行う際に、その利点等を明示しなければならない。」

地方公共団体へのヒアリングにおいては、以下のような回答があった。

- ・ 住民には、P I 協議会であれば環境の意見を言い切れないため、(仮に知事意見を述べることとする場合)知事は環境面のみから意見を言ってほしいとのニーズがある。
- ・ 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(平成20年国土交通省。以下「計画策定プロセスガイドライン」という。)との関係や、計画決定プロセスでは「環境面」だけでなく、「必要性」「社会性」「経済性」とあわせて一体的に進めることが有用であることから、柔軟な仕組みにしていきたい。

主要な諸外国の状況については、国によって対象段階が異なるが、環境影響のみが評価される国がある(イギリス、ドイツ等)一方、環境影響と併せて社会面、経済面も S E A (一部の国では事業アセス)において評価する国もある(米国、オランダ等)<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 「諸外国の戦略的環境影響評価制度導入状況調査報告書(平成18年3月)」

#### (4) 公衆、地方公共団体の関与、国（環境省）からの意見提出

SEAの実施にあたり、関係者の関与はどの時点で必要か。

SEAガイドラインにおいては、公衆、地方公共団体の関与、また国の行政機関の長又は国の行政機関の地方支分局の長が決定を行う又は決定に関与する対象計画については環境省からの意見提出等を得ることとされている。

標準的手続として、評価手法の検討時及び評価文書の策定時に関与する（環境省については評価文書案のみ）と整理されているが、対象計画の特性、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取扱を妨げるものではないとされている。

（SEAガイドライン 抜粋）

「計画策定者等が自ら評価を実施するに当たっては、評価の信頼性及び客観性等を確保する必要があることから、計画策定者等は、対象計画に応じた情報の公開や、次に掲げる者の関与を得ることが必要である」

計画策定プロセスガイドラインにおいても、住民参画や地方公共団体との連携・協力が位置付けられており、既存のPI事例において住民への情報提供・意見把握等も行われている。

地方公共団体の条例・要綱に基づくSEAにおいても、公衆、（必要に応じて）専門家、自治体内の環境部局の関与（意見提出等）の手続を設けている。

（東京都環境影響評価条例 関連条項）

評価書案に関する周知及び意見（第五十二条-第五十四条）

評価書案に係る見解書の作成等（第五十五条-第五十六条）

評価書案審査意見書の作成等（第五十七条）

地方公共団体へのヒアリングにおいては、以下のような回答があった。

- ・環境大臣は意見提出をすべき。
- ・地方公共団体の関与について、SEAの評価手法の検討段階では、事業アセスの方法書段階のような自治体の環境部局の関与は必ずしも必要ではなく、評価結果案の検討段階に関与すればいいのではないかと（SEA評価手法の図書の主目的は概ねの環境概要を把握することであり、諸元が固まっていない）。
- ・自治体内の連絡については、現在も、条例・要綱に基づいて方法書以前の段階で事業部局から計画案を入手し、事業計画案の環境配慮が適正に実施されているかどうかのチェックを行う体制がある。

主要な諸外国の状況については、評価書案の段階で公衆関与や環境部局関与を設けていることが一般的である（例：EU指令）が、一部においては評価手法についても関与を設けている（例：米国）。

( 5 ) 評価結果の取扱

ＳＥＡ結果について、その後の環境影響評価、事業実施にどのように反映させるか。

ＳＥＡガイドラインにおいては、ＳＥＡ評価結果を対象計画等へ反映することとともに、環境影響評価方法書等の作成に活かすことが望ましいとされている。

( ＳＥＡガイドライン 抜粋 )

「計画策定者等は、対象計画の決定に当たり、評価文書の内容を踏まえ、環境の保全について適正な配慮に努める。また、評価結果の反映状況について、対象計画を決定し公表する際に明らかにする。」

「ＳＥＡにおいて明らかにされた対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容など、ＳＥＡの評価結果については、環境影響評価方法書等の作成に活かすことが望ましい。」

地方公共団体の条例・要綱に基づくＳＥＡにおいては、例えば東京都では、複数案全てについて事業アセスに相当する予測・評価が行われた場合、審議会の意見を聴いたうえで、知事が、評価書案に係る手続を省き、評価書を作成することが認められている。この場合には、事業者に対して、事業アセス手続の実施に準じた内容を確保するための補完手続を整備している。

( 東京都環境影響評価条例 関連条項 )

計画段階環境影響評価の手続において評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行う場合の特例(二十九条-第三十六条)

地方公共団体へのヒアリングにおいては、以下のような回答があった。

- ・事業特性についてＳＥＡで把握した情報や、ＳＥＡで行った文献調査等は、事業アセスの方法書に活用できる。
- ・ＳＥＡと事業アセスは熟度が異なるため、手続が重複するようなものは少ないのではないかと。ただし、仮にＳＥＡで事業アセス段階と同様の精度の評価が行われるのであれば、簡略化は可能な限り行っていただきたい。
- ・ＳＥＡ後、事業アセスの実施までに長期間かかる場合は、ＳＥＡ結果が使えないことや、事業の諸元の変更がありうる。
- ・住民の関心の高さを踏まえると、事業アセスの準備書は簡略化できない。

また、地方公共団体へのアンケート結果（回答数は 64 自治体）においては、

- ・ S E Aにおいて現行法の方法書・準備書段階に相当する情報が含まれている場合その後の手続の一部を省略することについては、35 自治体（55%）が適切と回答した一方、条件付で適切としたのは 14 自治体（22%）、不適切と回答したのは 14 自治体（22%）であった（図 4 参照）。
- ・ S E Aの結果を、方法書段階で項目選定等の重点化を図る等により活用することについては、ほとんどの自治体（62 自治体（97%））が適切と回答した（図 5 参照）。

【質問：S E Aの内容に現行法の方法書・準備書段階に相当する情報が含まれている場合、重複を減らすため、その後の手続の一部を省略することが適切ですか？】

（回答数：64）

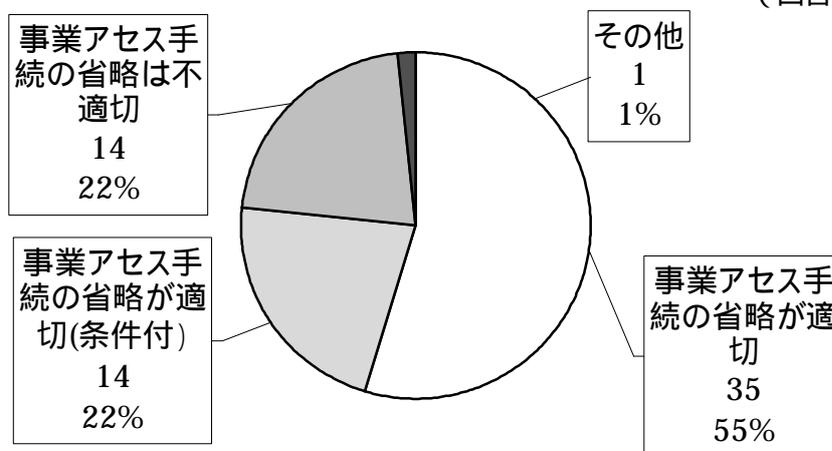


図 4 S E A結果の活用（方法書段階の省略等）

【質問：S E Aの結果、影響を受ける可能性がある指摘された項目について、方法書段階で重点化を図る（S E Aの結果を項目選定のメリハリに活用する）等の活用は適切と考えますか？】

（回答数：64）

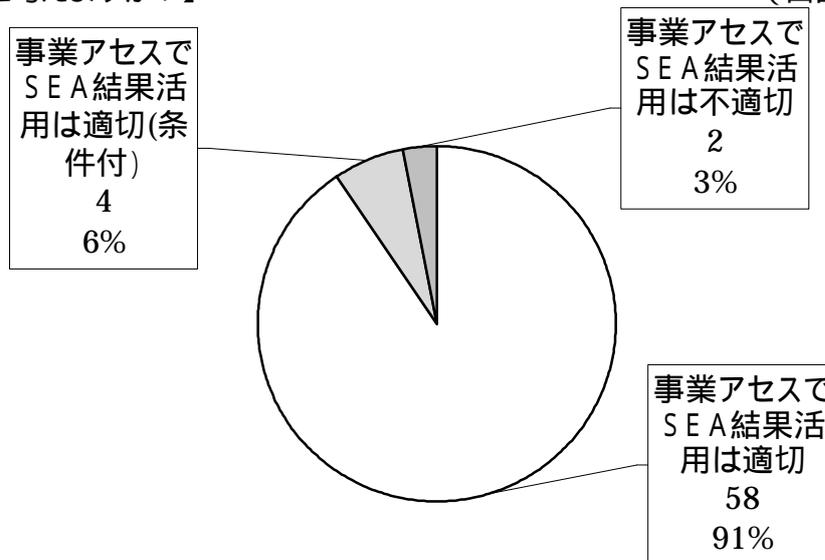


図 5 S E A結果の活用（方法書段階での重点化等）

主要な諸外国の状況については、SEAの結果をその後の環境影響評価（以下、「事業アセス」という。）手続に活用する制度（ティアリング）が一般的に法令上明確に規定されている事例は少ないが、例えばイギリスでは、プロジェクトに関して環境影響評価の実施が必要になった場合、関連するSEAの調査結果を参照するのが望ましいとしている。

## 5. ポイント

今回、我が国で検討するSEAについてのポイントは、以下のとおりである。

対象計画は、SEAガイドライン、条例・要綱等において、個別事業の計画・実施段階直前における位置、規模等の検討段階等とされている。諸外国においては、SEAの対象は計画・プログラム段階とされていることが多いが、我が国のSEAガイドラインにおける位置・規模等の検討段階のアセスが、事業アセスとして実施される場合がある。

実施主体は、SEAガイドライン、条例・要綱等、諸外国において、対象計画の策定者等が行うこととされている。我が国のSEAガイドラインにおける位置・規模等の検討段階のアセスは、諸外国では事業アセスとして実施される場合があり、この場合は民間事業者等も実施主体となっている。

複数案については、SEAガイドライン、条例・要綱等において、原則複数案を設定することとされている。何を以て複数とするかについては、国内外の事例において、事業種等によって位置、規模、配置、構造等の様々な事例がある。

調査・予測の手法については、SEAガイドライン、条例・要綱等において、原則、既存資料により収集し、整理することとされており、必要に応じて現地調査等を実施することがある。

評価の手法については、SEAガイドライン、条例・要綱等において、一般に環境要素のみが対象とされている。諸外国においては、環境影響のみが評価される国がある一方、環境影響と併せて社会面、経済面もSEA（一部の国では事業アセス）において評価する国もある。

公衆、地方公共団体の関与、国(環境省)からの意見提出については、SEAガイドライン、条例・要綱等において公衆、地方公共団体の関与を、また、SEAガイドラインにおいて国からの意見提出等を得ることとされている。ただし、関与の程度については、事業特性や地域特性、さらには地方公共団体の実情によって異なる。

評価結果の取扱いについては、SEA実施後の環境影響評価手続への活用(ティアリング)に関して、SEAの評価結果全てを活用してその後の手続を省略することは一部の自治体において実施事例があるものの、地方公共団体から慎重な意見が多く見られた。他方、SEAで把握した情報の一部を方法書等に活用することは効果的であるとの意見もあった。

(参考)

## 戦略的環境影響評価に関する地方公共団体に対する アンケート・ヒアリングについて

今般、環境省において、全国の地方公共団体を対象に、戦略的環境影響評価（S E A）に関して地方公共団体と関わりの深い事項についてアンケートを行うとともに、一部地方公共団体を対象にヒアリングを行い、地方公共団体の意見をとりまとめた。

なお、条例・要綱に基づくS E A制度を既に策定しているか否か、及び当該制度に基づくS E Aの事例の有無、公共事業の構想段階における計画策定パブリックインボルブメントとの連携・協力経験の有無等により、各地方公共団体のS E Aに対する知見には差が見られた点に留意する必要がある。

### 1．実施対象

- ・アンケート実施対象：47 都道府県及び 18 政令指定都市の計 65 団体
- ・ヒアリング実施対象：21 団体（宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、広島県、福岡県、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市、新潟市）

### 2．実施時期

平成 21 年 12 月～平成 22 年 1 月

## 諸外国におけるSEA制度

国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング		スコアピング		環境影響評価		審査 <sup>1</sup>	
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与
米国	国家環境政策法 (1969) CEQ 規則 (1978)	対象計画等の提案期間	政策計画プログラム <sup>2</sup>	連邦政府機関の行為(連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト、プログラム等、連邦政府機関の規制、計画、政策、手続、法案等)。 なお、省庁毎に環境影響評価の対象にしない行為のリストが規定されている。	任意	任意	任意	任意	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
カナダ	政策、計画、プログラムの環境アセスメントの閣議指令 (1990, 1999, 2004改正)	対象計画等の提案期間 <sup>3</sup>	政策計画プログラム	許可を得るために個々の大臣若しくは閣議に提出される政策、計画、プログラムの提案であって、その実施により環境に正又は負の重大な影響を及ぼす可能性のあるもの。	x	x	x	x	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。	x	x	x 5
オランダ	環境管理法 (1987, 1994 改正)	対象計画等の提案期間	計画プログラム <sup>2</sup>	一定規模以上の道路、鉄道等の建設の可能性を最初に規定した地域開発計画等。	x	x	x	スコアピング時に決定	計画とプログラムの特徴によりスコーピング段階で決定された、幅広い社会経済面の影響評価を含む。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			9
イギリス(イングランド)	計画及びプログラムの環境影響に関する規則 (2004) <sup>10</sup>	対象計画等の提案期間	計画プログラム	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある新規の法案、行政命令、省令、及びそれらの改正。	x	x	x	x	環境テストと並行してビジネス影響評価、実施可能性・執行可能性影響評価が行われる。スクリーニングの段階で、代替案の検討が行われる。	x	x	
				農業、森林、漁業、エネルギー、工業、運輸、廃棄物処理、水管理、電気通信、観光、都市/農村計画、土地利用を対象とし、EIA 指令に記載されている将来の開発に関する合意に対して、枠組みを設定する計画、プログラム、又は、EU 生息地指令で保護されている自然環境保全地域に重大な影響を及ぼすおそれのある計画、プログラム。	x	x	x	x	社会経済面の影響評価は基本的に行われない。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			

1 : 有り, x : 無し, - : 情報無し

2 SEA, EIA 双方を規定しているため、対象事業にはここで示した政策、計画、プログラムのほか事業も含まれる。

3 環境保全や持続可能な開発に関する政府の活動を監督する環境と持続可能な開発の委員会がSEA の実施状況を監督している。

4 意見提出などの公衆関与は規定されていないが、環境影響評価に関する文書は公衆に公開される。

5 なお、SEA の結果が(当該提案とともに)内閣に提出される前に、省庁間協議にかけられる。

6 EU のSEA 指令へ対応するための制度改正中。

7 SEA の対象とすべき具体的な計画が規定されている。

8 意見提出などの公衆関与はないが、スクリーニングの結果は公衆に公開される。

9 スコーピング及び審査に当たっては、中央行政機関から独立した機関であるEIA 委員会が提言を行う。

10 イギリスでは、本SEA 規則が導入される以前から、環境・社会・経済面の考慮を意志決定に統合するための持続可能性評価(sustainability appraisal)が実施されており、近年では、この持続可能性評価とSEA の双方に適用可能な分野別ガイドラインが策定されている。

国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング		スコアピング		環境影響評価		審査 <sup>1</sup>
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	
ドイツ	環境影響評価法 / 戦略的環境影響評価導入のための法 (2005 改正法成立)	対象計画等の提案期間	計画プログラム <sup>2</sup>	景観保護、森林保護、漁業、エネルギー、交通、廃棄物管理、水管理等のEUのSEA 指令に対応した計画及びプログラム。	x 8	x	x 11	12	社会経済面の影響評価は行われ、ない。代替案の検討が行われる。		12
フランス	自然保護法 (1976, 1993 改正)	対象計画等の提案期間	計画プログラム <sup>2</sup>	土地利用計画及び重大な活動に関するプログラム (交通系の事業やガスパイプライン、送電線、橋の建設を含む地域開発計画が含まれる)。	-	-	-	-	プログラムに対する環境アセスメントでは、複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。		
韓国	事前環境評価システム / 環境政策基本法 (1993 <sup>3</sup> , 2005 改正)	対象計画等の提案期間	政策計画プログラム	EIA 対象事業の事業決定に影響を及ぼす、都市計画、エネルギー、交通、産業、廃棄物管理、水管理等の各分野における政策、計画、プログラム。	x				社会経済面の影響評価を含む。代替案の検討が行われる。		
中国	中華人民共和国環境影響評価法 (2003)	対象計画等の提案期間	計画プログラム <sup>2</sup>	総合計画 (土地利用関連計画及び地域、流域、海域の建設、開発利用計画) と特別項目計画 (工業、農業、牧畜業、林業、エネルギー、水利、交通、都市建設、観光、自然資源の開発に関するセクター計画) を原則対象としており、対象計画は百数種。	x	x	-	-	用いる環境保全措置に対して、経済合理性、社会の許容等に関する論証を行う。代替案の検討は規定されていない。		12
EU	SEA 指令 (2001 採択、2004 導入期限)	規定なし	計画プログラム	SEA 必須: 農業、林業、漁業、エネルギー、産業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画。又は土地利用のために作成され、EIA 指令対象事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの。又は、その立地が及び影響に鑑み、EU 生息地指令に従いアセスメントが必要であるとされたもの。加盟国の裁量で必要に応じて SEA 実施。上で規定される計画、プログラムで地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの。又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。			x 8	x	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。		
UNECE	SEA プロトコル 2003 採択 (未発効)	規定なし	計画プログラム <sup>4</sup>	SEA 必須: 農業、林業、漁業、エネルギー、鉱業を含む産業、交通、地域開発、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画。又は土地利用のために作成され、附属書に規定される事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの。加盟国の裁量で必要に応じて SEA 実施。上で規定される以外の計画、プログラムで、地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの。又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。				任意	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。		

11 意見提出などの公衆関与はないが、マスコミでの論調等を通じて公衆の意見が把握され、スコアピング段階で考慮される。

12 諸外国の戦略的環境影響評価制度導入状況調査報告書との差異は整理の考え方の違いによるもの。

13 事前環境評価システム導入当時は、環境政策基本法ではなく大統領令で規定されていた。

14 政策・法案についても、加盟国の努力として、その環境影響についてSEA プロトコルに準じて考慮することが規定されている (計画・プログラムとは違い、義務づけられているわけではない)。

## 戦略的環境アセスメント等の実施事例

## 事例1 (仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画(日本)

## &lt;事業・計画等の概要&gt;

事業・計画等の種類：道路の新設（約2.5km～約4.2km、往復4車線、臨港道路）

アセス実施主体：東京都

## &lt;アセスの概要&gt;

複数案比較の方法：道路の位置及び構造について4つの案を設定し、比較検討を行った。

計画案		【A案】	【B案】	【C案】	【D案】
経路 <sup>1</sup>	起点	10号地その2埋立地		10号地その1埋立地	
	終点	中央防波堤内側埋立地	中央防波堤外側埋立地	中央防波堤内側埋立地	中央防波堤外側埋立地
構造		トンネル	橋梁	トンネル	橋梁
延長 <sup>2</sup>		約2.5km	約3.5km	約3.5km	約4.2km

1：計画道路が既計画道路に接続するまでの区間

2：延長は設計前であるため概略値

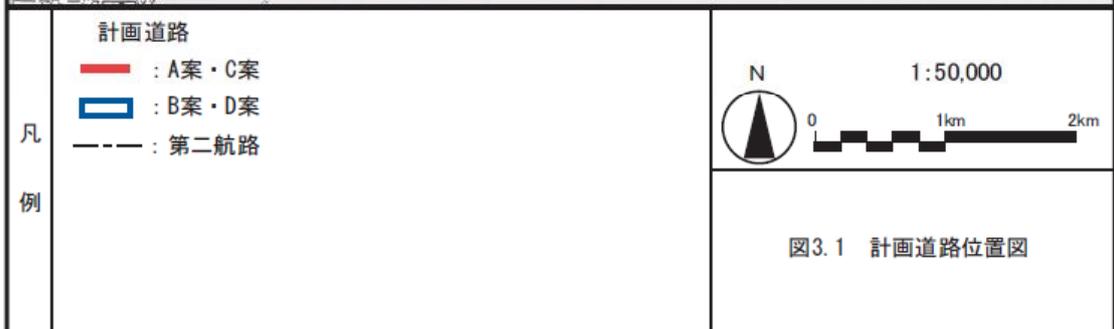
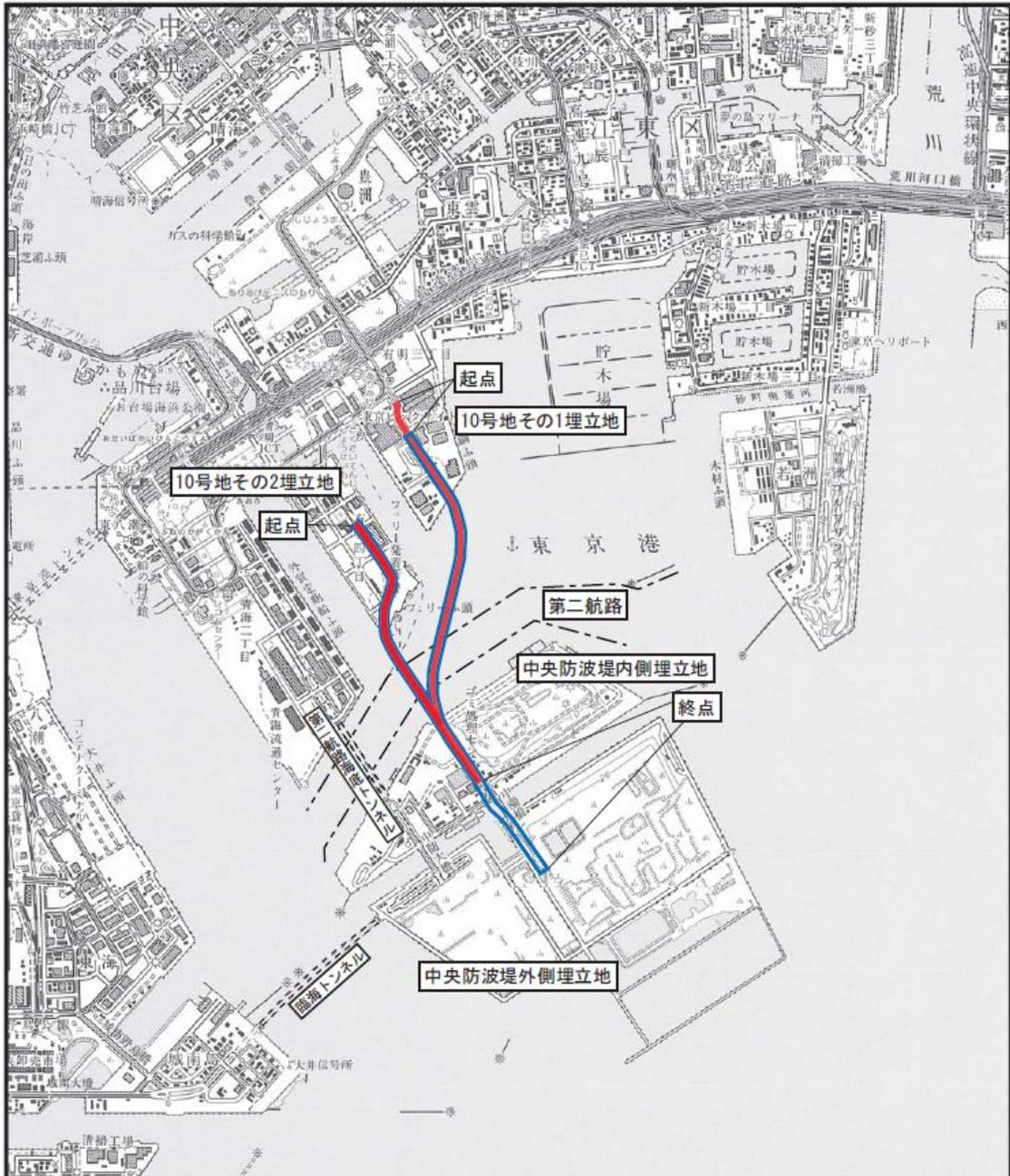
評価項目：「環境影響の程度」、「環境目標の達成程度・環境の創出の程度」ともに大気汚染、騒音・振動等

評価結果：A案及びC案は、トンネル構造であり大気汚染、騒音・振動ともに環境への影響が少ないが、C案は近接して病院があることから、A案が最も環境への影響が少ないとされた。B案及びD案は、橋梁構造であり、大気汚染、騒音・振動ともに環境への影響に配慮を要する案とされた。

実施根拠：東京都環境影響評価条例

策定時期：計画検討期間 H20年10月～H21年3月。現在、条例に基づく環境影響評価手続準備中。

出典：東京都環境影響評価条例ホームページ <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/assess/274dtl.htm>



## 事例 2 . 那覇空港構想段階(日本)

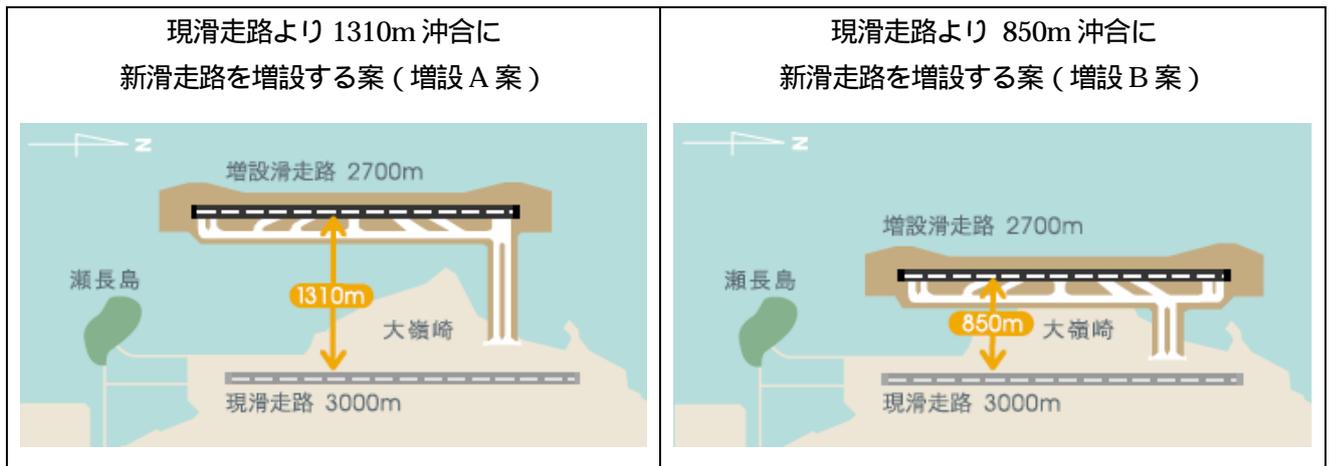
### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類 : 滑走路 2700m の増設に係る構想段階

アセス実施主体 : 内閣府沖縄総合事務局、国土交通省大阪航空局

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法 : 増設する滑走路の位置について、2つの案を設定し検討した。



評価項目 : 水環境、生物の生息場及び生態系、大気環境（航空機騒音）等

評価結果 : 両案とも沖側に滑走路を配置することから陸域に係る騒音の影響が改善されること、増設 A 案はサンゴ礁生態系への直接的影響が増設 B 案に比べ大きい、砂質干潟生態系への影響は増設 B 案の方が大きいこと、増設 B 案は大嶺崎周辺区域の改変が生じることなどが、評価において示された。

実施根拠 : 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（H19.3）、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（H20.4）、一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)（H15.4）

策定期間 : 計画検討期間 H20 年 8 月～H21 年 3 月。現在、法に基づく環境影響評価手続の準備中。

出典 : 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクトホームページ

<http://www.dc.ogb.go.jp/Kyoku/information/nahakuukou/index.htm>

### 事例 3 . Jacobswoude における風力発電事業(オランダ)

#### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：風力発電施設の新設

アセス実施主体：風力発電所建設に関する協同組合（38名の土地所有者により構成）【民間】

#### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：風力発電機の配置、規模及び総数について5つの複数案を設定し、検討した。

案	位置	規模 (風車一基あたり)	風車の総数
A	N207号道路の両側に1列ずつ	750kW	20基
B	N207号線の東側に1列	2MW	9基
C	N207号線の東側に2列	1.5MW	12基
D	開拓地域内全域に群立	950kW	21基
E	開拓地域北西部に群立	2MW	15基

評価項目：鳥類、コウモリ、景観、風車建設による日射の影響、騒音レベル、CO2削減（利点）など

評価結果：複数案について項目ごとの比較検討を行った結果、景観についてはB案が、自然保護についてはA、B、D案が、騒音についてはA案が、他案に比べて環境影響が少なかった。総合的には、B案が最も環境への影響の少ない案とされた。

実施根拠：環境影響評価令

策定期間：2001年に事業申請。本アセスはその前に実施された。

出典：<http://news.eia.nl/detail.aspx?id=24628>

[http://www.windmolensjacobswoude.nl/samenvatpage.html#3-De m.e.r.-7procedure](http://www.windmolensjacobswoude.nl/samenvatpage.html#3-De_m.e.r.-7procedure)

事例4 「Darlingtonにおける新規原子力発電所に関する建設準備、建設及び運転」事業  
(カナダ)

<事業・計画等の概要>

事業・計画等の種類：原子力発電機の新設（新規原子力発電所に関する建設準備、建設及び運転（敷地面積約485ha））

アセス実施主体：Ontario Power Generation社（電力事業者）。当該地の所有者で、既存のDarlington原子力発電所を運営【民間】

<アセスの概要>

複数案検討の方法：敷地内における発電機の配置を含め、冷却システム、使用済み燃料の保管方法、放射性廃棄物の管理方法等について複数案を設定し、評価を行った。

複数案の例

	案1) 中央送電施設から南東0.7kmに2基、1.2kmに2基	案2) 中央送電施設から南東1.2kmに2基	案3) 中央送電施設から南東0.7kmに1基、1.2kmに1基
敷地内の発電機の配置、総数等			
冷却システム	) once-through lake-water cooling system	) natural draft cooling tower	) mechanical draft cooling tower

評価項目：大気環境、水環境、地質学的及び水理地質学的環境、土地利用、景観、放射能及び放射性物質による環境影響

評価結果：例えば、冷却システムについて、ii)とiii)のシステムは大気汚染物質が拡散しやすいが、ii)のシステムは一般的に塔の高さが約150mとなり、高さ約20mのiii)のシステムと比較して景観への影響が大きいとされた。総合的な評価としては、保全対策を考慮すると、どの案についても当該事業による著しい環境影響はないと結論付けられた。

実施根拠：カナダ環境アセスメント法

策定時期：2006年から開始し、2009年に環境影響評価書を提出。

出典：[http://www.opg.com/power/nuclear/darlington/EA\\_Process/?path=Environmental%20Impact%20Statement](http://www.opg.com/power/nuclear/darlington/EA_Process/?path=Environmental%20Impact%20Statement)

事例5 . A原子力発電所(日本)

<事業・計画等の概要>

事業・計画等の種類：発電所の新設（出力 138.5 万 kW × 2 基）

アセス実施主体：電力会社【民間】

<アセスの概要>

複数案比較の方法：発電所全体の配置計画について3つの複数案を設定し検討した。

1) 北側エリア 発電所施設全体を敷地の北側に配置する案	2) 中央エリア 敷地の中央に配置する案	3) 南側エリア 敷地の南側に配置する案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・藻場の直接改変面積：20 万m<sup>2</sup>と最も大きい。</li> <li>・湿原の直接改変面積：12 万m<sup>2</sup>と最も小さい。</li> <li>・陸生生物への影響：重要種総種類数 64 種</li> <li>本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 9 種</li> <li>繁殖の可能性のある鳥類 3 種</li> <li>・近隣集落からの距離：隣接集落あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藻場の直接改変面積：13 万m<sup>2</sup>と最も小さい。</li> <li>・湿原の直接改変面積：15 万m<sup>2</sup>と中位である。</li> <li>・陸生生物への影響：重要種総種類数 72 種</li> <li>本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 8 種</li> <li>繁殖の可能性のある鳥類 1 種</li> <li>・近隣集落からの距離：隣接集落なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藻場の直接改変面積：14 万m<sup>2</sup>と中位である。</li> <li>・湿原の直接改変面積：25 万m<sup>2</sup>と最も大きい。</li> <li>・陸生生物への影響：重要種総種類数 72 種</li> <li>本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 11 種</li> <li>繁殖の可能性のある鳥類 3 種</li> <li>・近隣集落からの距離：隣接集落なし。</li> </ul>

評価項目：事業実施区域及び周辺には湿原や藻場が存在することから、「藻場の直接改変面積」、「湿原の直接改変面積」、「陸生生物への影響」及び「近隣集落からの距離」について比較評価を行った。

評価結果：陸生生物の観点からは、南側エリアの重要度が若干高いもののその差が小さく各エリアで有意な差がないと判断。藻場の改変面積が最も小さく、湿原の直接改変面積が中位であり、隣接する集落のない中央エリア案が評点による評価が最も高く、採用された。

実施根拠：環境影響評価法

出典：環境影響評価制度総合研究会 [http://www.env.go.jp/policy/assess/5-3synthesis/eia\\_h20\\_5.html](http://www.env.go.jp/policy/assess/5-3synthesis/eia_h20_5.html)

## 事例6 . プラスチック製容器包装中間処理施設整備計画(日本)

### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：プラスチック製容器包装中間処理施設整備計画（第3期京都市分別収集計画等に基づくもの）

アセス実施主体：京都市環境局長

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：「横大路学園」（南部）及び「西部処理施設」の2箇所の中間処理施設について、合計処理能力を60トン/日とする整備を行うため、各施設の処理能力に差を付けた3つの複数案を設定し検討した。

計画案	【A案】	【B案】	【C案】
	西部能力重視型	南部能力拡大型	南部能力重視型
横大路学園 処理能力	15 トン/日 (約4 時間稼動)	20 トン/日 ( 5 時間稼動)	40 トン/日 (10 時間稼動)
西部処理施設 処理能力	45 トン/日 (約11 時間稼動)	40 トン/日 (10 時間稼動)	20 トン/日 ( 5 時間稼動)
備考	南部にある横大路学園又は南積替所に搬入されたもののうち、横大路学園で処理しきれない過剰分は南積替所から西部処理施設に再搬を行う。	南積替所から西部処理施設への再搬は毎日5 トン程度減少する。	南積替所から西部処理施設への再搬は不要となり、車両台数の減少につながる。

評価項目：廃棄物の輸送及び廃棄物発生に伴う環境への影響

評価結果：環境に対する影響はいずれの項目も比較的軽微であると考えられるが、各複数案の比較においては、概ね、いずれの項目も横大路学園のある南部方面に能力の大きい施設を配置するC案が、負荷を軽減するケースが多い結果となった。

実施根拠：京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱

策定期間：計画検討期間 H17 年 5～6 月。現在、市条例に基づく環境影響評価手続準備中。

出典：京都市ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/assess/sea/plarecycle/hyoushi.html>

## 事例 7 . 北西イングランドにおける水資源に関する長期計画 (英国)

### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：水資源管理計画 (北西イングランドにおける 2009 年から 2034 年までの水資源管理計画)

アセス実施主体：United Utilities 社 (水道事業者) 【民間】

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：「Integrated Water Resource Zone」と「West Cumbria zone」の 2 つの地域において、水利用の効率性、渇水予防、供給の拡張を複合的に検討した 2 つの管理計画案について、比較検討した。

Integrated Water Resource Zone の場合 (同様の表を West Cumbria zone でも作成)

	水供給 (M/day, 2034, 5 年 を想定)	経済 及び 雇用	健康	地域 福祉	景観 及び 文化 遺産	水利 用	その他 の資源 利用 (廃 棄物含 む)	水	エネル ギー 及び 気候	野生生 物及び 生物の 多様性 の保全
最も経済的な 案	107.4	+	++	-	0	+	-	0	--	0
代替案	107.4	++	++	-	0	++	--	0	--	0

評価項目：景観及び文化遺産、水利用、エネルギー及び気候、野生生物及び生物多様性の保全等

評価結果：環境に与える影響について、両案において大きな相違はないと評価された。

実施根拠：計画及びプログラムに関する環境評価法 2004<sup>1</sup>

策定時期：2008 年に水資源管理計画を策定。本アセスは、その前に実施された。

出典：[http://www.unitedutilities.co.uk/Strategic Environmental Assessment of Draft Water Resources Management Plan.pdf](http://www.unitedutilities.co.uk/Strategic_Environmental_Assessment_of_Draft_Water_Resources_Management_Plan.pdf)

<sup>1</sup>報告書において、EC の SEA 指令の要件 (例：authority により計画等される計画プログラムが対象) 等が示されており、民営化水道事業者も authority と考えられること等から、本件が EC 指令 (及び計画及びプログラムに関する環境評価法 2004) の要件を満たす旨が記載されている。

## 事例 8 . 汚泥管理に関する戦略的計画(英国)

### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：汚泥管理に関する長中期的な戦略的計画

アセス実施主体：Thames Water Utilities 社(水道事業者) 【民間】

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：英国における 11 地域毎に、10 年後及び 25 年後に想定される汚泥処理方法をそれぞれ 3 案ずつ設定し、比較検討を行った。

### East London (熱処理優先型) の場合

現状の汚泥処理方法	10 年後に最も想定される 3 つの処理方法	25 年後に最も想定される 3 つの処理方法
汚泥ケーキを脱水、焼却 少量は農地に供給	ガス化、熱分解	ガス化、熱分解
	熱処理	消化効率の向上 + 熱処理
	分解効率の向上 + 熱処理	CO-消化効率の向上 + 熱処理

評価項目：廃棄物、エネルギー利用、悪臭、騒音、動植物種、生息地、景観、水質、水資源等

評価結果：どの処理方法についても良い影響と悪い影響があることが明らかになったが、最も適切な処理方法は、地域の状況と廃棄先の要件によって決まるとされた。

実施根拠：(自主的な取り組み)

策定時期：2008 年に戦略的計画案を策定。本アセスはその前に実施された。

出典：<http://www.thameswater.co.uk/cps/rde/xbcr/corp/entec-sludge-S E A-environmental-report-full-report-180608.pdf>

## 事例 9 . モンタナ石炭火力発電所(米国)

### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：火力発電所（250MW 規模）の新設（代替案比較による立地の選定、候補地について米国農務省の地方公益事業局(Rural Utilities Service、RUS)がE I Aを実施）

アセス実施主体：アセスは RUS が実施、Sight Screening Study, Sight Selection Study は Southern Montana Electric Generation & Transmission Cooperative, Inc 社が実施【民間】

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：Sight Screening Study において、発電所の位置について、モンタナ州において 7 カ所の候補地を挙げ、現地調査に基づき 5 カ所に絞った。この 5 カ所について、Sight Selection Study において評価が行われた。

	当初候補地 (7 箇所)	絞り込まれた候補地 (5 箇所)
Salem site	3 箇所	2 箇所
Nelson Creek site	1 箇所	1 箇所
Hysham site	2 箇所	1 箇所
Decker site	1 箇所	1 箇所

評価項目：大気環境等の環境影響と緩和措置のためのコスト、土地開発のための相対的成本、予測生産コスト

評価結果：評価項目について総合的に評価した結果、Salem site が適地であると位置付けられた。その後、環境影響評価において、Salem site の「Salem」(事業者からの提案)、「Salem Industrial」に立地する案、ノーアクション案について、さらに比較検討を行った。

実施根拠：米国農務省の地方公益事業局(Rural Utilities Service、RUS)の規定 (Sight Screening Study, Sight Selection Study) 及び  
国家環境政策法 (EIA)

策定期間：2004 年 9 月～スコーピング開始、2004 年 10 月 Sight Screening Study、及び Sight Selection Study 作成、2006 年 6 月ドラフト環境影響評価書( DEIS:第一段階)承認、2007 年 5 月ファイナル EIS( FEIS ) 承認。

出典：「平成 18 年度環境影響評価制度等総合研究調査業務報告書 戦略的環境アセスメント総合研究調査(平成 19 年 3 月)」

## 事例 10. 州間高速道路(I-70)改良計画 (米国)

### < 事業・計画等の概要 >

事業・計画等の種類：州全体における I-70 道路の改良 (長さ 199 マイル)

アセス実施主体：ミズーリ州交通局 (MoDOT)、連邦道路局 (FHWA)

### < アセスの概要 >

複数案比較の方法：

(第1段階) 道路の改善戦略を検討するため、7つの複数案を設定し、改善の目的に基づき比較検討のうえ、4つの案(案1、3、4、5)に絞った。さらに環境影響及び社会経済的影響から全般的な評価を行い、1つの案に絞った。

案1	ノーアクション(進行中のメンテナンス活動を維持し既存のI-70を保持)
案2	新たなプログラムによる交通システムや需要管理による改善
案3	I-70を拡幅
案4	I-70に平行して新規無料道路を建設
案5	I-70に平行して新規有料道路を建設
案6	大型輸送専用レーンの増設
案7	高速鉄道の建設

(第2段階) 全体を7つに分けた区間毎に、環境影響を詳細に調査し、道路幅、詳細ルート、レストエリアの場所等について複数案の検討を行った。

評価項目：環境影響(騒音、水質、生態系、有害廃棄物等)、社会・経済影響(文化的資源、観光、インフラ、土地利用等)(第1段階)

評価結果：どの案についても、事業の妨げになるような重大な影響はなかったが、関係機関との協議の中では、第2段階で詳細に調査すべき問題が確認された。また、ミズーリ川への影響や二次的な影響については、案の間で差異はないとされた。総合評価においては、長期的な交通量・安全性を満たす、住民意見を反映している、メンテナンスコストが低い等の理由から、案3(I-70の拡幅)が望ましい戦略として選定された。

実施根拠：国家環境政策法(NEPA)

策定時期：(第1段階：SEA) 2000年1月～スコーピング開始、同年7月、ドラフト環境影響評価書(Draft First Tier EIS)承認、同年10月、ファイナルEIS(FEIS)承認。

(第2段階：EIA) 2006年～開始。現在、新しい戦略として提案された追加的な環境影響評価書作成中。

出典：「平成20年度環境影響評価技術手法等に関する海外知見及び事例調査業務報告書(平成21年3月)」及び [http://www.improvei70.org/environmental\\_4.htm](http://www.improvei70.org/environmental_4.htm)